

一般廃棄物最終処分場の維持管理の状況

年度	令和5年度
施設名称	成東一般廃棄物最終処分場
所在地	山武市成東字北牧谷4002
埋立処分終了年月日	平成7年3月31日

1 埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量

	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
不燃残渣	トン	埋立処分終了につき埋立なし											
溶融スラグ													

2 施設の点検

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
擁壁の点検	点検を行った年月日	4月6日	5月4日	6月5日	7月3日	8月7日	9月7日						
	点検の結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし						
	損壊するおそれがある場合の措置												
	措置を講じた年月日	-	-	-	-	-	-						
	措置の内容	-	-	-	-	-	-						
遮水工の点検	点検を行った年月日	4月6日	5月4日	6月5日	7月3日	8月7日	9月7日						
	点検の結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし						
	遮水効果が低下するおそれがある場合の措置												
	措置を講じた年月日	-	-	-	-	-	-						
	措置の内容	-	-	-	-	-	-						
浸出液処理設備の点検	点検を行った年月日	4月7日	5月4・9日	6月8日	7月12日	8月4日	9月14日						
	点検の結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし						
	機能に異常がある場合の措置												
	措置を講じた年月日	-	-	-	-	-	-						
	措置の内容	-	-	-	-	-	-						

3 残余の埋立容量

測定を行った年月日	埋立処分終了につき埋立なし
測定の結果(m)	

4-1 水質検査結果 放流水

法定検査頻度 No.1～5: 月1回以上、その他: 年1回以上

No.	単位	定量下限値	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
-	試料採取年月日	-	-	R5.4.25	R5.5.8	R5.6.5	R5.7.3	R5.8.7	R5.9.4						
-	検査結果取得日	-	-	R5.5.16	R5.5.17	R5.6.20	R5.7.19	R5.8.29	R5.9.27						
1	水素イオン濃度(水素指数)	-	5.8～8.6	7.5	7.4	7.5	7.3	7.7	7.5						
2	生物化学的酸素要求量	mg/l	1	60以下	<0.5	<0.5	1.4	1.4	<0.5	2.6					
3	化学的酸素要求量	mg/l	1	90以下	11	12	8.0	8.5	11	16					
4	浮遊物質	mg/l	1	60以下	2	4	7	5	<1	17					
5	大腸菌群数	個/cm ³	30	3000以下	<1	<1	<1	<1	<1	1					
6	アルキル水銀化合物	mg/l		検出されないこと					<0.0005						
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l		0.005以下					<0.0005						
8	カドミウム及びその化合物	mg/l		0.03以下					<0.001						
9	鉛及びその化合物	mg/l		0.1以下					<0.005						
10	有機リン化合物	mg/l		1以下					<0.1						
11	六価クロム化合物	mg/l		0.5以下					<0.02						
12	砒素及びその化合物	mg/l		0.1以下					<0.005						
13	シアン化合物	mg/l		1以下					<0.1						
14	ポリ塩化ビフェニル	mg/l		0.003以下					<0.0005						
15	トリクロロエチレン	mg/l		0.1以下					<0.001						
16	テトラクロロエチレン	mg/l		0.1以下					<0.001						
17	ジクロロメタン	mg/l		0.2以下					<0.001						
18	四塩化炭素	mg/l		0.02以下					<0.0002						
19	1,2-ジクロロエタン	mg/l		0.04以下					<0.0004						
20	1,1-ジクロロエチレン	mg/l		1以下					<0.001						
21	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l		0.4以下					<0.001						
22	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		3以下					<0.001						
23	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		0.06以下					<0.0006						
24	1,3-ジクロロプロペン	mg/l		0.02以下					<0.0002						
25	チウラム	mg/l		0.06以下					<0.0006						
26	シマジン	mg/l		0.03以下					<0.0003						
27	チオベンカルブ	mg/l		0.2以下					<0.001						
28	ベンゼン	mg/l		0.1以下					<0.001						
29	セレン及びその化合物	mg/l		0.1以下					<0.002						
30	1, 4-ジオキサン	mg/l		0.5以下					<0.005						
31	ほう素及びその化合物	mg/l		50以下				0.3							
32	ふっ素及びその化合物	mg/l		15以下				0.18							
33	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l		200以下				3.0							
34	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	mg/l		5以下				<1							
35	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油類含有量)	mg/l		30以下				<1							
36	フェノール類含有量	mg/l		5以下				<0.05							
37	銅含有量	mg/l		3以下				<0.01							
38	亜鉛含有量	mg/l		2以下				<0.05							
39	溶解性鉄含有量	mg/l		10以下				<0.1							
40	溶解性マンガン含有量	mg/l		10以下				<0.1							
41	クロム含有量	mg/l		2以下				<0.02							
42	窒素含有量	mg/l		120以下				7.5							
43	燐含有量	mg/l		16以下				0.01							
44	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	-	10以下				-							

*基準値は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」及び「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」による。

4-2 水質検査結果 地下水(観測井・上流)

法定検査頻度 No.1及び2:月1回以上、その他:年1回以上

No.		単位	定量下限値	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
-	試料採取年月日	-	-	-	R5.4.25	R5.5.8	R5.6.5	R5.7.3	R5.8.7	R5.9.4						
-	検査結果取得日	-	-	-	R5.5.16	R5.5.17	R5.6.20	R5.7.19	R5.8.29	R5.9.27						
1	電気伝導率	ms/m	-	-	74.9	71.7	70.4	73.2	71.1	69.8						
2	水素イオン濃度(水素指数)	-	-	-	6.5	6.6	6.6	6.4	6.5	6.5						
3	アルキル水銀化合物	mg/l		検出されないこと				<0.0005								
4	総水銀	mg/l		0.0005以下				<0.0005								
5	カドミウム	mg/l		0.003以下				<0.0003								
6	鉛	mg/l		0.01以下				<0.001								
7	六価クロム	mg/l		0.05以下				<0.005								
8	砒素	mg/l		0.01以下				<0.001								
9	全シアン	mg/l		検出されないこと				<0.1								
10	ポリ塩化ビフェニル	mg/l		検出されないこと				<0.0005								
11	トリクロロエチレン	mg/l		0.01以下				<0.001								
12	テトラクロロエチレン	mg/l		0.01以下				<0.001								
13	ジクロロメタン	mg/l		0.02以下				<0.001								
14	四塩化炭素	mg/l		0.002以下				<0.0002								
15	1,2-ジクロロエタン	mg/l		0.004以下				<0.0004								
16	1,1-ジクロロエチレン	mg/l		0.1以下				<0.001								
17	1,2-ジクロロエチレン	mg/l		0.04以下				<0.002								
18	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		1以下				<0.001								
19	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		0.006以下				<0.0006								
20	1,3-ジクロロプロペン	mg/l		0.002以下				<0.0002								
21	チウラム	mg/l		0.006以下				<0.0006								
22	シマジン	mg/l		0.003以下				<0.0003								
23	チオベンカルブ	mg/l		0.02以下				<0.001								
24	ベンゼン	mg/l		0.01以下				<0.001								
25	セレン	mg/l		0.01以下				<0.001								
26	1, 4-ジオキサン	mg/l		0.05以下				<0.005								
27	クロロエチレン	mg/l		0.002以下				<0.0002								
28	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	-	1以下				-								

※基準値は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」及び「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」による。

4-3 水質検査結果 地下水(観測井・下流)

法定検査頻度 No.1及び2:月1回以上、その他:年1回以上

No.		単位	定量下限値	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
-	試料採取年月日	-	-	-	R5.4.25	R5.5.8	R5.6.5	R5.7.3	R5.8.7	R5.9.4						
-	検査結果取得日	-	-	-	R5.5.16	R5.5.17	R5.6.20	R5.7.19	R5.8.29	R5.9.27						
1	電気伝導率	ms/m	-	-	21.6	21.4	21.7	21.8	22.0	22.0						
2	水素イオン濃度(水素指数)	-	-	-	7.2	7.2	7.3	7.0	7.4	7.2						
3	アルキル水銀化合物	mg/l		検出されないこと				<0.0005								
4	総水銀	mg/l		0.0005以下				<0.0005								
5	カドミウム	mg/l		0.003以下				<0.0003								
6	鉛	mg/l		0.01以下				<0.001								
7	六価クロム	mg/l		0.05以下				<0.005								
8	砒素	mg/l		0.01以下				0.002								
9	全シアン	mg/l		検出されないこと				<0.1								
10	ポリ塩化ビフェニル	mg/l		検出されないこと				<0.0005								
11	トリクロロエチレン	mg/l		0.01以下				<0.001								
12	テトラクロロエチレン	mg/l		0.01以下				<0.001								
13	ジクロロメタン	mg/l		0.02以下				<0.001								
14	四塩化炭素	mg/l		0.002以下				<0.0002								
15	1,2-ジクロロエタン	mg/l		0.004以下				<0.0004								
16	1,1-ジクロロエチレン	mg/l		0.1以下				<0.001								
17	1,2-ジクロロエチレン	mg/l		0.04以下				<0.002								
18	1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		1以下				<0.001								
19	1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		0.006以下				<0.0006								
20	1,3-ジクロロプロペン	mg/l		0.002以下				<0.0002								
21	チウラム	mg/l		0.006以下				<0.0006								
22	シマジン	mg/l		0.003以下				<0.0003								
23	チオベンカルブ	mg/l		0.02以下				<0.001								
24	ベンゼン	mg/l		0.01以下				<0.001								
25	セレン	mg/l		0.01以下				<0.001								
26	1, 4-ジオキサン	mg/l		0.05以下				<0.005								
27	クロロエチレン	mg/l		0.002以下				<0.0002								
28	ダイオキシン類	pg-TEQ/l	-	1以下				-								

※基準値は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」及び「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」による。